

(一般社団法人) 日本肢体不自由者卓球協会 国内クラス分け規則

(一般社団法人) 日本肢体不自由者卓球協会
医科学・クラス分け・アンチ・ドーピング委員会
令和6年5月28日 初版

序文

1. 当規則の定義、目的及び適用範囲
2. クラス分けの定義及び目的
3. クラス分け従事者
4. 競技者評価、競技クラス及び競技クラスステイタスの割り当て
5. クラス分けプロテストとクラス分けアピール
6. 意図的不実表示
7. クラス分けに関する個人情報の保護
8. クラス分けマスターリスト
9. 教育と研究
10. NF クラス分けの規則の変更
11. 役割と責任
12. 遵守と変更語句説明

序文

スポーツにおけるクラス分けは、結果が一方的にならず競技参加のモチベーションを保ち促進させるシステムであり、体重別・男女別・年齢別など広く採用されている。パラスポーツではさらに、障がいの種類と程度によるクラス分けが存在する。これは障がいのスポーツパフォーマンスへの影響を最小限に抑えるための方策であり、競技の礎となるものである。

パラスポーツの黎明期には、クラス分けは医学的評価のみに基づいて行われていたが、1980-90年代にかけてその欠点が認識され、新たに機能的クラス分けという概念が提唱された。しかしながら、クラス分け制度の整備や内容については競技間に差異があり、指針となる統一原則は存在しなかった。

そこで 2003 年、国際パラリンピック委員会 (IPC) は国際基準となるクラス分け規程の策定に着手し、2007 年に第 1 版、2015 年に第 2 版を発表し、2024 年には第 3 版に改訂される。IPC は規程で“競技・種目に特化し、エビデンスに基づいたクラス分け”を掲げ、パラリンピック実施競技国際競技団体 (IF) や国内パラリンピック委員会 (NPC) はこれに準じたクラス分け規則、クラス分け規程の作成をおこなってきた。

パラスポーツにおけるクラス分けの目的は、出場資格のある競技者の障がい種別とその基準を定義し、公正で有意義な競技を実現することである。そのため指針となるクラス分け規程を定め、競技者のみならず支援者、従事者、クラシファイア、研究者などすべての関係者がクラス分けのプロセスとその結果に信頼を持ち、クラス分けが可能な限り高い水準で行われることが必要である。

(一般社団法人) 日本肢体不自由者卓球協会 (以下、協会) は、国内においてクラス分けを行う際、その方針と手続の枠組みを明確にすることを意図して、国内クラス分け規則を策定する。

1. 当規則の定義、目的及び適用範囲

1.1 (一般社団法人) 日本肢体不自由者卓球協会クラス分け規則

- 1.1.1 (一般社団法人) 日本肢体不自由者卓球協会クラス分け規則 (以下、当規則) は、日本パラリンピック委員会クラス分け規程 (以下、JPC クラス分け規定) 及び Classification rules for ITTF Para Table Tennis に準じており、日本国内で行われるクラス分けの基本となる。
- 1.1.2 当規則は、協会におけるクラス分けの方針と手続及び協会が Classification rules for ITTF Para Table Tennis を遵守するための原則を定める。
- 1.1.3 当規則の目的は、クラス分けに対する信頼を維持し、広く競技者の参加を促すことにある。この目的を達成するため、当規則はすべての協会に登録する競技者に共通するクラス分けの方針と手続及びすべての協会登録選手に適用されるべき原則を定める。

1.2 (一般社団法人) 日本肢体不自由者卓球協会医科学・クラス分け・アンチ・ドーピング委員会

- 1.2.1 (一般社団法人) 日本肢体不自由者卓球協会医科学・クラス分け・アンチ・ドーピング委員会 (以下、協会クラス分け委員会) は、協会の要請に従い、当規則の改定等に関する業務を行う。
- 1.2.2 協会は日本パラリンピック委員会クラス分け規程及び Classification rules for ITTF Para Table Tennis に準じた協会クラス分け規則を定め、それをホームページに掲載するなど、公表し、定期的に見直しを行うよう努める。

1.3 適用範囲

当規則の対象は、協会及び協会に登録する競技者とその支援者とする。

2. クラス分けの定義及び目的

2.1 クラス分けとは、競技または種目を行うために必要な基本的動作に影響を与える障がいの程度に従い、競技者を競技クラスにカテゴリー分けすることである。

2.2 クラス分けの目的は、パラスポーツの参加対象者を定め、種目における障がいの影響を最小限に抑えることである。この目的を実現するため、協会は JPC クラス分け規定及び Classification rules for ITTF Para Table Tennis に従ったクラス分けを実施するために以下の要件を充足するクラス分けを実施する。

2.2.1 “出場資格のある障がい” を Classification rules for ITTF Para Table Tennis に準じて定めること。国内で独自に出場資格のある障がいを定める場合は、協会クラス分け規則の中でそれを明記すること。

2.2.2 競技者に“出場資格のある障がい”があるか否かを評価する手続を Classification rules for ITTF Para Table Tennis に準じて定めること。

2.2.3 “出場資格のある障がい”のそれぞれについて、客観的に評価が可能な最小障がい基準を定めること。

2.3 協会クラス分け規則の背景・目的について以下記載する。

パラリンピックの卓球種目の出場選手は、国際障がい者卓球連盟 (ITTF Para Table Tennis) が決定している。その ITTF Para Table Tennis 主催大会への参加選手を決定しているのが日本肢体不自由者卓球協会 (以下、協会) である (クラス 11 (知的障害) を除く)。そのため、当協会では、Classification rules for ITTF Para Table Tennis が規定する各クラスの選手を選考する必要があり、その土台となる各選手のクラス評価を行なっている。

従って、当協会では、Classification rules for ITTF Para Table Tennis に準じたクラス分けを行なっている。

ただし、Classification rules for ITTF Para Table Tennis には非該当であるが身体障害者手帳 (肢体不自由) を所持する選手に対しては、国内限定クラス (クラス S) も設け、国内大会出場の機会を確保している。

3. クラス分け従事者

- 3.1 協会は、クラス分けの企画、実施及び管理において中心的な役割を果たすクラス分け従事者を委嘱すること。
- 3.2 協会は、協会クラス分け規則（またはその他関連規則）にクラス分け従事者が遵守すべき行動規範及び少なくとも年 1 回以上のコンプライアンスに関する研修の実施について定めることが求められる。
- 3.3 協会は、クラス分け従事者が前項の行動規範に違反をした場合の手続及び処分の内容について定めることが求められる。
- 3.4 協会は、国内クラシファイアの養成及び更新のプロセスを策定し、実施、維持する。

4. 競技者評価、競技クラス及び競技クラスステイタスの割り当て

- 4.1 競技者評価とは、協会が、協会クラス分け規則に従って、競技者を評価する手続である。
- 4.2 協会は、競技クラスと競技クラスステイタスを割り当てる。
- 4.3 協会クラス分け規則において、競技クラスの割り当てに用いる評価方法と評価基準を定め、公表する。評価方法については※4を参照すること。評価基準については協会ウェブサイト上に掲載されている「ITTF Para Table Tennis クラス分けルール」(Classification rules for ITTF Para Table Tennis を一部日本語訳したもの)を参照すること。
- 4.4 競技クラスとは、協会クラス分け規則の中で定めるカテゴリーであり、競技者は、競技開始前までに各競技の基本となる特定の課題や動作を行う能力に照らして、規定されたカテゴリーに分類される。
- 4.5 競技者評価の結果に従い、競技クラスと競技クラスステイタスが、各競技者に割り当てられる。ただし、国内独自の競技クラスはこの限りでない。
- 4.6 競技クラスステイタスとは、競技者評価に関する再評価の必要性和クラス分けプロテストの可否であり、競技クラスの割り当てに続いて、競技者は競技クラスステイタスが決定される。
- 4.7 競技者が「全日本パラ卓球選手権大会（肢体の部）」に出場するためには、協会で行っているクラス分けを、大会のエントリーより前に受けなければならない。クラス変更を希望する競技者も同様とする。

※4 クラス分けの方法

- 1 選手登録 身体障害者手帳を有し、さらに、障がいの内容に肢体不自由が含まれている必要がある。例外として、低身長の場合は身体障害者手帳を取得していなくても、ITTF Para Table Tennis クラス分けルールに該当する障害であれば参加が認められる。
- 2 クラス分け申し込み
協会のクラス分け窓口でメールなどで申し込みを行い必要な情報の収集に応じる。
- 3 指定された会場におけるクラス分けの流れ
 - ① クラス分け同意書の提出
 - ② 卓球に関わる情報の聴取・補装具の確認
 - ③ 身体機能チェック（筋力、麻痺の程度などを評価する）
 - ④ 卓球競技における機能チェック（会場で実際にプレーする）
 - ⑤（試合・練習等における評価も可能な範囲で行う）

4 クラス決定

競技クラス（クラス1～10またはクラスS）

クラスステータス

Confirmed：確定

Review：次回以降再チェックを要する

Fixed Date Review：定められた時期に再チェックを要する

※本規則の発行前にクラス分けを受けた選手について、クラスステータスはConfirmedとみなす。

5. クラス分けプロテスト（抗議）とクラス分けアピール、再判定

5.1 クラス分けプロテスト

クラス分けプロテストとは、競技者の割り当てられた競技クラスに対して合理的理由を付した反対意見を提出し、それについて解決を図る手続である。

クラス分けの過程に疑義がある場合は、協会クラス分け委員会に抗議をすることが可能である。協会で検討を行い、抗議に正当性があると判断し、再度クラス分けを行うことが適切な場合には、クラス分け委員会から通知を行う。

ただし国内クラス分けにおいて、判定直後のプロテストは受け付けておらず、原則として別の機会に再判定を受けることとする。

5.2 クラス分け再判定

以下の状況により、クラス分け再判定を行う。

- 5.2.1 身体機能が変化した場合（新たな障害が追加された場合や進行性の疾患の場合など）。原則として選手自身からクラス分け委員会に申告する。
- 5.2.2 他の選手・スタッフ・クラス分け委員等から、クラス分け委員会に該当選手のクラスに疑問点の指摘があり、クラス分け委員会内で検討して再チェックが妥当と判断した場合。
- 5.2.3 国内クラス分け判定を受けた後、国際クラス分け判定（初回）を受けた際に国内での判定と異なるクラスに判定された場合、それ以降国内大会のクラスも国際クラス分けで判定されたクラスに変更される。また、国際クラス分け判定を受けた後で選手がクラス変更を希望する場合には、原則として再度国際クラス分け判定を受けて変更が認定されなければ国内クラスも変更とならない（国際判定優先）。

ただし、当協会内で検討して、明らかにクラスが変更となる可能性が高く、引き続き国際大会派遣選手に選考される可能性がある場合は、事前に国内クラスから変更する場合もある。あるいは、医学的な理由で明らかにクラス変更が妥当であり、その後の国際大会派遣を辞退する場合も変更を認めることがある。

5.3 クラス分けアピール

- 5.2.1 クラス分けアピールとは、クラス分け手続に関する紛争を解決するための手続である。
- 5.2.2 日本国内におけるクラス分けアピールに関する規程及び手続等に関しては、協会クラス分け委員会と協会との協議及び調整によって決定する。

6. 意図的不実表示

- 6.2 競技者は自らの技術、能力、障がいの程度や性質について、クラス分け時に意図的に不実を表示してはならない。競技者評価の過程における競技者がクラス分けパネルをあざむく行為は、意図的不実表示となる。
- 6.3 支援者がクラス分けパネルをあざむく意図で故意に競技者に協力等（隠蔽や妨害等を含む）をすることは、当該支援者及び競技者が意図的不実表示を行ったこととする。
- 6.4 協会は、意図的不実表示に関して競技者またはその支援者に対する懲罰手続を開始する場合、当該競技者または支援者に対して、すべての競技会の参加に関する暫定的資格停止処分を科すことができる。
- 6.4.1 暫定的資格停止処分を科された競技者またはその支援者は、暫定的資格停止処分期間中はいかなる立場においても、協会が運営、開催、公認、または承認するいかなる競技会及びその他の活動に参加することができない。
- 6.4.2 暫定的資格停止処分の通知を受けた競技者またはその支援者は、当該処分に不服がある場合は、それを示す合理的理由を示して、当該処分を解除することを協会に対して求めることができる。
- 6.4.3 暫定的資格停止処分を科す場合、競技者またはその支援者から緊急聴聞会の開催を要請された場合、協会は暫定的資格停止を科した日から一か月以内に聴聞会を開催するように努めるものとする。
- 6.5 意図的不実表示または意図的不実表示を伴う共謀を行ったことが判明した競技者またはその支援者に適用される措置は、次に挙げるもののうち、1つ以上としなければならない。
- (a) 意図的不実表示が行われた競技会のすべての種目での失格
 - (b) 12～48 カ月の範囲内の一定期間にわたり、競技者評価または他の形で競技会に出場する資格の喪失
- 6.6 意図的不実表示または共謀を複数回にわたって行ったことが判明した競技者またはその支援者には、最大で生涯にわたって、競技者評価または他の形で競技会に参加する資格を喪失する措置が適用される。
- 6.7 意図的不実表示またはそれに共謀したことが判明した競技者またはその支援者を含むチームに適用される措置は、すべて協会の裁量に委ねられるものとする。

7. クラス分けに関する個人情報の保護

7.1 協会は、競技者の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める「個人情報」）を取り扱う場合は、法令、ガイドラインその他の諸規程を遵守し、適正に取り扱うことが求められる。

8. クラス分けマスターリスト

8.1 協会は、クラス分け手続を円滑に実施するために、競技者のクラス分けマスターリストを作成し、関係する競技者及びその支援者が閲覧できるよう努める。

9. 教育と研究

9.1 教育と意識向上

教育は、競技者、競技者の支援者及びその他の関係者（メディアや観客）を対象に、クラス分けに関する教育・意識向上のための研修を実施するよう努める。

9.2 クラス分けの研究

9.2.1 協会は、IPC 又は ITTF が実施するクラス分けに関する調査、研究に積極的に参加するよう努める。

9.2.2 クラス分けの研究は、研究倫理に基づく研究計画に準拠することが求められる。

10. クラス分けの規則の変更

10.1 協会は、国内クラス分け規則の変更や、競技クラスの割り当てに影響が及ぶ可能性があるその他の変更について、競技者とその支援者及び協会クラス分け委員会に通知しなくてはならない。また変更の理論的根拠を示し、変更の過程や移行の規則を明示し、関係者にフィードバックやコメントを提出する機会を与えるよう努める。

11. 役割と責任

11.1 競技者と支援者

11.1.1 競技者の役割と責任には次のものがある。

- 当規則に従って 協会が定める規則に精通し、遵守する。
- 要請があれば、競技者評価に参加する。
- 出場資格のある障がいと診断上の証拠に関連する適切な情報を、適宜利用できるように努める。
- クラス分けに関する違反の調査に協力する。
- 自らの経験や知識を活用し、クラス分けに関する意識向上や教育の過程、又はクラス分けの研究に積極的に参画する。

11.1.2 支援者の役割と責任には次のものがある。

- 当規則に従って 協会が定める規則に精通し、遵守する。
- 競技者のクラス分けにおける協力的な態度とコミュニケーション能力を培うための支援を行う。
- クラス分け制度の発展・管理・実施に協力する。
- クラス分けに関する違反の調査に協力する。

12. 遵守と変更

12.1 当規則の遵守状況の把握

協会は 協会クラス分け委員会の要請に応じて当規則の遵守状況を報告しなければならない。

12.2 当規則の変更

当規則を改定するためには、協会クラス分け委員会での協議を経た上で 協会理事会の承認を得ることとする。

12.3 当規則の発行

当規則は 2024 年 6 月 1 日に発効する。

以上

語句説明

Classification rules for ITTF Para Table Tennis : 競技者評価等において、ITTF が採用するクラス分けに関する方針、手続、手順、説明を定めたもの。

クラス分けアピール : クラス分け手続に関する紛争を解決するための手続。

意図的不実表示 (IM) : 競技者評価の過程において、競技者の技術、能力、障がいの程度や性質について、(作為、不作為を問わず) 意図的にクラス分けパネルをあざむく行為を競技者、もしくは支援者が企図すること。

協会クラス分け規則 : 競技者評価等において、協会が採用するクラス分けに関する方針、手続、手順、説明を定めたもの。

競技会 : 協会によって実施される、競技者が競い合う機会。

競技クラス : 協会クラス分け規則の中で定める競技会に参加するためのカテゴリ。競技者が実行できる競技の基本となる特定の課題や動作に基づいて分類される。

競技クラスステイタス : 競技者評価に関する再評価の必要性和クラス分けプロテストの可否を示すための、競技クラスに指定される呼称。

競技者 : 国際、もしくは全国レベルで競技に参加する競技者。または、NF が定める地域レベルで競技に参加する個人、またはチームのメンバー。

競技者の支援者 : コーチ、サポートスタッフ、トレーナー、マネージャー、通訳者、代理人、チームスタッフ、競技役員、医師、メディカルスタッフ、競技者の家族を含む、競技者のトレーニング、または競技大会への参加、準備等に協力する全ての個人の総称。

競技者評価 : 協会クラス分け規則に基づいて実施される、競技者に競技クラスと競技クラスステイタスを割り当てるための手続。

クラス分け : 競技者の障がいが、定められた規則の出場資格のある障がいに該当するか決定し、競技や種目の基礎的な動作に影響する競技者の障がい程度に基づいて、競技クラスに競技者をカテゴリ分けすること。競技者クラス分けともいう。

クラス分け従事者 : 競技者評価に関してクラス分け組織の元で活動する個人の総称 (クラシファイアを含む)。

クラス分けの研究 : パラスポーツのクラス分け制度の向上や理解を目的とした、科学的な評価、分析、または調査。

国内クラシファイア : 協会によって認定された、国内クラス分けパネルの一員として競技者の評価を行う人物。

国内クラス分けパネル : 競技クラスと競技クラスステイタスを協会クラス分け規則に基づいて割り当てる国内クラシファイアのグループ。

国内クラス分けマスターリスト : 競技クラスを割り当てられ、競技会に出場できる競技者、競技クラス、競技クラスステイタスを示した一覧。

最小障がい基準 (MIC) : 出場資格のある特定の障がいにおいて、競技に参加するために最低限必要とされる障がいの程度の基準。

協会クラス分け委員会 : クラス分けに関する啓発・教育を推進し、協会が行う国際基準に則った

クラス分けの実施支援を行う委員会のこと。

出場資格のある障がい: パラスポーツの競技に出場するための必要条件として ITTF に指定されている障がい。

パラスポーツ: IPC クラス分け規程及び関連国際基準に準拠した IF クラス分け規則に従って、障がい者が参加する競技の総称。

パラリンピック実施競技国際競技団体 (IF): IPC に認定された障がいのある競技者のためのパラスポーツを統括する国際的な夏季・冬季パラリンピック競技団体。一部の競技では、IPC や障がい別国際スポーツ組織 (IOSD) が IF としての役割を担う。当規則では ITTF を指す。

パラリンピック実施競技国内競技団体 (NF): 夏季・冬季パラリンピック実施競技の IF の国内加盟競技団体。当規則では日本肢体不自由者卓球協会を指す。

クラス分けプロテスト: 競技者の割り当てられた競技クラスに対して合理的理由を付した反対意見を提出し、それについて解決を図る手続。

2024年6月1日より施行